

船員労働統計調査規則の一部を改正する省令(案)について

平成19年2月
情報管理部交通調査統計課

1. 船員労働統計調査の概要

船員労働統計は、統計法(昭和22年法律第18号)第2条に基づく指定統計であり、毎年、船員労働統計調査を行うこととされている。なお、調査のために必要な事項は、船員労働統計調査規則(昭和32年運輸省令第8号)に定められている。

2. 改正の背景

(1) 外国人船員の労働状況の把握

日本国籍を有する船舶における外国人船員に関して、我が国はSTCW条約(船員の訓練及び資格証明等の基準を定めた国際条約)に基づき、外国で取得した船員資格証明書を我が国の船員に相当する資格として認める制度の充実を図ってきた。この結果として、これまで「部員」としての乗船がほとんどを占めてきた外国人船員の「職員」としての乗船が増えることが予想されるが、日本人船員と外国人船員並びに外国人船員の「職員」と「部員」の労働状況の比較等が、グローバル化への対応が迫られている船員行政で不可欠の指標となるものの、これまで把握されていなかった。

このため、今般、外国人船員の給与、労働時間等の情報収集を可能とする改正を行うものである。

(2) 女性船員の労働状況の把握

男女雇用機会均等法の施行後、様々な職業分野への女性の就業が進んでいる。船員に関しては、女性海上保安官の採用など一定の門戸開放が進められたこともあり、船員総数が減少している中で僅かながら増加傾向を示している。しかしながら、船員行政の中で女性の能力を活かすための政策立案に当たって必須と思われる「女性船員の労働状況」についての情報が欠如しており、政策立案を困難にしている状況にある。

このため、今般、女性船員の給与、労働時間等の情報収集を可能とする改正を行うものである。

(3) 船員の労働時間の正確な把握

船員については、陸上労働者と異なり就労時間とプライベートな時間を、海上における船舶という同一の閉鎖空間内で過ごすという特殊な労働環境にあることから、超過労働に陥りやすい状況にある。このため、適正な勤務時間の設定とその遵守が、かねてより、船員行政の大きな課題の一つであり、本統計調査も給与とともに労働時間の把握を主目的に実施してきたところである。

本調査ではこれまで、6月と12月に各1か月の労働時間を調査することで、年間総労働時間の推計に資してきたところであるが、今般、船員の就労時間記録の義務づ

けが行われ、条件が整ったことから、年間総労働時間は6月に一括して調査する方法に改め、12月調査を廃止するものである。

(4) 調査事項等の簡素化

「統計行政の新たな展開方向」を踏まえるとともに、女性船員・外国人船員把握のための調査事項を増やすことから、調査負担が過剰にならないよう調査事項の見直しを行った。

以上のことより、船員労働統計調査規則の一部を改正するものである。

3. 改正の概要

(1) 調査周期・実施期間

第1号調査（漁船及び特殊船以外の船舶を対象）については、6月調査（第一号様式：労働時間、報酬など）と12月調査（第二号様式：労働時間のみ）を実施しているが、年間総労働時間推定の精度向上のために12月で調査していた「月間総労働時間」について、6月の調査時点で「年間総労働時間」を把握することにより、12月の調査を廃止する。

(2) 調査事項

女性船員及び外国人船員の労働の実態を明らかにするとともに、申告義務者の負担軽減を図るため、「食料金」、「家族手当対象人員」などの削除、及び各種手当の統合などを行う。

4. 今後のスケジュール(予定)

公 布：平成19年4月

施 行：公布日